

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター職員安全衛生管理規則

平成元年 7 月 1 日  
規 則 第 1 号

改正	平成 5 年 4 月 1 日	規則第 6 号	平成 21 年 6 月 1 日	規則第 2 号
	平成 11 年 3 月 31 日	規則第 1 号		

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター職員（以下「職員」という。）の職場における労働災害の防止及び疾病の予防を図るため、安全衛生管理上必要な基準及び責任体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の責務)

**第 2 条** 管理者は、法第 3 条第 1 項に基づき、安全衛生に関し必要な措置を講ずるものとする。

(清掃センターの所長の責務)

**第 3 条** 清掃センター所長（以下「所長」という。）は、職員の安全及び健康に留意し、災害防止のため安全施設及び快適な職場環境の整備並びに健康の維持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の遵守事項)

**第 4 条** 職員は、前条の安全施設及び職場環境の整備改善に協力するとともに、健康の維持及び疾病の予防に努めるものとする。

(安全衛生推進者の設置)

**第 5 条** 清掃センターに法第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、管理者が選任する。

3 安全衛生推進者は、法第 10 条第 1 項各号の業務を行う。

(安全衛生推進補助員の設置)

**第 6 条** 安全衛生推進者の職務を補助させるために若干名の安全衛生推進補助員を置く。

2 安全衛生推進補助員は、安全に関する知識及び経験を有する職員のうちから管理者が選任する。

(安全衛生推進委員会の設置)

**第 7 条** 職員の安全及び衛生についての総合的な検討を行うため安全衛生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 安全衛生推進者

(2) 安全衛生推進補助員

(3) 職員のうちから所長が指名した者

(委員会の運営)

**第 8 条** 委員会に会長を置き、安全衛生推進者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めたとき又は委員から要請があったときは、会議を開催することができる。ただし、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができるものとする。
- 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 会長は、前条1項に規定する事項の総合的な検討及び活動調整について協議した結果を管理者に対して報告するものとする。
- 8 前各号に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が定める。

(危害防止措置)

**第9条** 安全衛生推進者は、所管する機械器具その他の設備を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、作業手順の改善、被服の貸与、保護具の着用等安全管理上必要な措置を講じなければならない。

(定期自主検査)

**第10条** 安全衛生推進者は、前条の機械器具及びその他の設備について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(有害物質等の調査)

**第11条** 安全衛生推進者は、法令で定める有害物質の危害性及び危険箇所を充分調査確認し、取扱い上の注意事項、保管方法等必要な事故防止の措置を講じなければならない。

(就業制限)

**第12条** 安全衛生推進者は、特殊業務等法令で定めるものについては、免許又は技能講習修了資格を有する者でなければ就業させてはならない。

(緊急事態に対する措置)

**第13条** 安全衛生推進者は、職員に対する災害の発生の危険が急迫したときは、直ちに作業の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

2 安全衛生推進者は、前項の措置を講じたときは、管理者にその状況を報告しなければならない。

(災害発生に対する報告及び措置)

**第14条** 職員は、勤務中又は勤務場所において災害が発生したときは、速やかにその内容を安全衛生推進者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 安全衛生推進者は、前項の規定により報告を受けたときは、直ちに救急措置その他適切な措置を講じ、遅滞なくその状況等を事故発生報告書(様式第1号)により報告しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(安全衛生教育)

**第15条** 管理者は、災害防止等安全衛生に関する必要な知識と技術を習得させるため、関係職員を対象に次の研修を行う。

- (1) 新採用時、配置換え時の関係職員を対象とした職場研修
- (2) 安全衛生推進者及び安全衛生推進補助員を対象とした安全衛生研修
- (3) 免許又は技能講習を必要とする職員を対象とした技能研修
- (4) その他必要と認める研修

(健康診断)

**第16条** 管理者は、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- (1) 採用時健康診断 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第43条に規定する健康診断をいう。
- (2) 定期健康診断 省令第44条に規定する健康診断をいう。
- 2 管理者は、特に必要と認めた場合は、前項に掲げる健康診断以外の健康診断を実施する。
- 3 管理者は、職員が第1項第2号の定期健康診断の実施時期前3か月以内（省令第44条第1項第4号の胸部エックス線検査については前年度実施日から当該年度実施日までの期間内とする。）に当該健康診断の全部又は一部を受けている場合において、当該職員の受けた健康診断が同項の規定に基づく健康診断の基準に適合していると認められるときは、医師の証明する診断書をもって同項の健康診断の全部又は一部とすることができる。
- 4 所長は、健康診断が実施される場合には、職員に受診漏れの者が生じないように措置しなければならない。

(健康診断の受診義務)

**第17条** 前条第3項に規定する職員及び療養又は休職その他やむを得ない事由により受診することができない職員以外の者は、指定された期日及び場所で健康診断等を受診しなければならない。ただし、法第66条第5項に規定する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する療養又は休職その他やむを得ない事由により健康診断を受診することができなかった職員は、その事由が消失した後、管理者が別に実施する健康診断を受診しなければならない。ただし、法第66条第5項に規定する書面を提出したときはこの限りでない。

(健康診断の記録)

**第18条** 管理者は、健康診断の結果を記録しなければならない。

(健康診断の結果の事後措置)

**第19条** 管理者は、第16条（第1号を除く。）及び第17条に規定する健康診断を行った医師が健康に異常があると認めた職員について、別表第1の指導指標の基準に従い指導区分の決定をするものとする。

- 2 管理者は、前項の指導区分の決定をしたときは、所長に当該決定の内容を通知するものとする。
- 3 所長は、前項の規定により指導区分の決定通知を受けた場合において当該職員の実情を考慮して、医療機関への受診指導、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設の整備その他の適切な措置を講じなければならない。
- 4 所長は、前項の措置を講じたときは、管理者にその状況等を報告しなければならない。
- 5 職員は、第3項の規定による所長の措置に従わなければならない。
- 6 所長は、第3項に規定する措置後、当該職員に係る経過を経過報告書（様式第2号）により管理者に提出しなければならない。

(就業禁止)

**第20条** 管理者は、省令第61条第1項各号の一に該当する職員の就業を禁止しなければならない。ただし、省令第61条第1項第1号に該当する職員について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

(療養命令)

**第 21 条** 管理者は、公務によらないで疾病にかかり又は負傷したために療養を必要とする職員及び前条の規定により就業禁止された職員については、医療機関の診断書に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 45 年条例第 9 号）に規定する病気休暇を含めて、1 年以内の療養を命ずることができる。

2 管理者は、公務によらないで結核性疾病に罹患したと認められる職員については、前項の規定にかかわらず、1 年以内の期間出勤を停止し、療養を命ずることができる。

3 療養命令を受けた職員（以下「長期療養者」という。）は、出勤してはならない。

4 長期療養者は、療養先の医師の診断を受け、その経過を管理者に療養状況報告書（様式第 3 号）により報告しなければならない。

5 管理者は、前項の報告に基づき療養期間内であっても、職員に出勤を命ずることができる。

（療養後の出勤）

**第 22 条** 長期療養者は、疾病又は負傷が治癒し、出勤しようとするときは、出勤承認願（様式第 4 号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の出勤承認願があったときは、遅滞なく審査し、勤務に支障がないと認めたときは、出勤を承認するものとする。

3 所長は、前項の出勤承認をしたときは、当該職員の実情を把握し、必要に応じて職務の軽減を図るものとする。

（予防接種の実施）

**第 23 条** 管理者は、職員に対し必要に応じて予防接種を実施する。

2 職員は、それぞれ指定された期日及び場所において予防接種を受けなければならない。

（伝染病の発生報告）

**第 24 条** 職員又は職員と同居の親族が省令第 61 条第 1 項第 1 号に掲げる疾病にかかったときは、その旨を遅滞なく管理者に届出なければならない。

（秘密の保持）

**第 25 条** 安全衛生管理業務に従事している者及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、また同様とする。

（委任）

**第 26 条** この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 (第19条関係)

健康管理指導区分表

区分		判定基準	指導指標
勤務	A (要休業)	勤務の休む必要のある者	休暇、休職等の方法により、療養のため必要な機関勤務させないこと。
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のある者	勤務場所若しくは職務の変更又は休暇方法により勤務を軽減し、深夜業務、かつ、時間外勤務、休日勤務及び出張をさせないこと。
	C (要注意)	勤務をほぼ正常に行ってよい者	時間外勤務及び出張を制限する。
	D (健康)	平常の勤務でよい者	
医療	1 (要治療)	医師による医療行為を必要とする者	必要な治療を受けるよう指導すること。
	2 (要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査並びに発病及び病気の再発防止のための必要な指導を行うこと。
	3 (要指導)	健康管理上指導を必要とする者	健康管理上必要な指導を行うこと。
	4 (健康)	医師による医療行為を必要としない者	

様式第 1 号 (第 14 条関係)

管理者	副管理者	事務局長	次 長	所 長	副所長	主 任	副主任

事 故 発 生 報 告 書

報 告 者	係 職 氏 名						印
日 時	年 月 日		時 分		頃		
件 名							
状 況							
原 因							
処 置							
休 業 状 況	自	月	日	時	分	時間 分	
	至	月	日	時	分		
対 策 所 見							





様式第4号 (第22条関係)

出 勤 承 認 願

				所属長印		
				年 月 日		
殿				所 属 職氏名		
				⑩		
次のとおり療養の現況について、別紙診断書を添えて報告します。						
療養命令の開始日		年 月 日		休職命令の日		年 月 日
療 養 担 当 医 師 の 証 明 欄	傷 病 名					
	初 診 の 日		年 月 日		入院期間	年 月 日 年 月 日
	治 療 経 過					
	現在の病状					
	復職について (特に考慮すべき点があれば記入してください。)		年 月 日から復職してもよいと思われる。			
	上記のとおり診断します。		年 月 日		病院名 所在地 医 師	